

# EzAvater ソフトウェア 評価使用許諾契約書

株式会社テリロジー（以下、「甲」という。）は本 EzAvater ソフトウェア評価使用許諾契約書（以下、「本評価使用許諾契約書」という。）に基づき本ソフトウェアの評価用での使用を許諾する。評価を行う企業（以下、「乙」という。）は、本ソフトウェア等（評価用 EzAvater ソフトウェアにかかるプログラム、セミナー資料などの関連書類・電子文書および本評価使用許諾契約書を含む。）（以下、「本ソフトウェア」という。）を使用するにあたり、事前に本評価使用許諾契約書に記載された条件・禁止事項等に同意するものとする。なお、乙が本評価使用許諾契約書に記名押印しない場合でも、本評価使用許諾契約書を閲覧した上で本ソフトウェアを評価使用する場合は、本契約書に同意したものとみなす。

## 第1条（使用条件）

1. 乙は、本ソフトウェアを乙が評価用で利用するコンピュータに対して、インストールおよび使用することができる。
2. 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本ソフトウェア及び本ソフトウェアを使用して生成された全ての成果物について、それらの複製、翻案、修正、転載、販売、再配布、送信、公衆送信・配信、再使用許諾を行わないものとする。
3. 乙は、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、メッセージおよび通信等の解析、逆コンパイル又は逆アセンブル等を行わないものとする。

## 第2条（評価利用時の制限）

1. 本ソフトウェアの使用目的は製品評価に限るものとし、乙は前記以外の目的で本ソフトウェアの使用はできないものとする。
2. 本ソフトウェアの評価有効期間は、評価用で利用するコンピュータへのインストール後、14日間とする。なお、甲の事前の書面による承諾がない限り、評価有効期間の延長はできないものとする。

## 第3条（禁止事項）

1. 甲は、乙に対し、以下の事項を禁止する。
  - (1) 本ソフトウェア（評価用及びライセンス付与後のもののいずれをも含む。以下、本条において同じ）の類似品を乙が開発、または第三者を経由して開発すること、並びに同類似品を製造、販売又は使用許諾すること
  - (2) 本ソフトウェアを使用する以外の方法で、本ソフトウェアのデータを参照・編集するための仕組みを開発し、製造・販売・構築・使用許諾すること
  - (3) 本ソフトウェアの本契約によって得られる利用ライセンスを持たない状態でも、本ソフトウ

ウェアを使用可能とする仕組みを開発し、製造・販売・構築・使用許諾すること

(4) 乙は、本ソフトウェアに関わる技術的な情報について、甲の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示すること

2. 乙又は乙と関わりのある第三者が上記の禁止事項を行った場合は、甲はこれらの行為の差止めを乙に対して請求することができ、直ちに本評価使用許諾契約を解除することができる。但し、甲が解除するか否かに関わらず、甲は、乙に対し甲が被った全ての損害の賠償を請求することができる。

#### 第4条（著作権）

本ソフトウェアに関する著作権等一切の権利は、甲に帰属するものとし、乙は本ソフトウェアに関して本契約に基づき許諾された期間限定の非独占的な使用权以外の権利を一切有しないものとする

#### 第5条（免責事項）

甲は、本ソフトウェアの使用又は使用期間終了並びに本ソフトウェアを使用して生成されたすべての成果物に起因するコンピュータの破損、業務上又は営業上の損害等、本ソフトウェアの使用（使用終了を含む）に関する直接もしくは間接的損害及び知的財産紛争について一切責任を負わないものとする。

#### 第6条（有効期間）

本契約の有効期間は、第2条2項に定める評価有効期間の満了を持って終了とする。なお、本契約終了後も第3条、第5条の規定については引き続き有効とする。

#### 第7条（契約終了後の措置）

本契約の有効期間が満了し、かつ新たなライセンスが乙に付与されない場合、乙は、直ちに本ソフトウェアが使用できなくなることを承諾し、本ソフトウェアを使用して生成された全ての成果物を廃棄し、甲に対しその旨を報告しなければならない。

#### 第8条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

#### 第9条（協議事項）

本契約に定めなき事項又は本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し円満なる解決に努める。